

農工商等連携促進法「基本方針」の概要について

国は、農工商等連携事業計画及びその事業計画の認定基準等を定めた「農工商等連携事業の促進に関する基本方針」を施行し、8月20日に告示した。これにより事業計画の申請が可能となった。事業者は申請した計画について国の認定を受けることで、補助金・低利融資・債務保証・減税措置等の各種支援策を活用することができる。以下に同基本方針の概要を紹介する。

【農工商等連携促進法「基本方針」の概要】

農工商等連携事業の基本的方向

中小企業者と農林漁業者の連携を形成し、両者の有する多様な経営資源を有効活用し、新商品開発や生産・需要開拓、新役務の開発・提供を行う事業を支援し地域活性化を図る。

農工商等連携事業の支援対象

対象となる中小企業者は、農林漁業以外の事業を行う中小企業者に限る。農林漁業を行う中小企業者と農林漁業者の連携事業(農農連携)は支援対象外。同様に(工工連携)(商工連携)(商商連携)も支援対象外。

農工商等連携事業の計画期間

計画実施の期間は、原則5年以内。3～5年の期間であることが望ましい。事業開始時期、項目毎の着手時期、達成時期等は計画段階で可能な限り明確にすること。

農工商等連携事業の認定基準

(1) 中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であること

大企業が参加し販路開拓等で重要な役割を果たす場合、当該中小企業者・農林漁業者は支援対象。但し事業全体額の割合で、中小企業者・農林漁業者の占める割合が半数以下なら支援対象外。

(2) 両者の経営資源(技術・知識・ビジネスノウハウ等)を有効に活用するものであること

(3) 連携事業により新たな商品、サービスの開発、生産、需要の開拓等を行うこと

成果物となる商品・役務については、事業実施する中小企業者及び農林漁業者にとって、これまでにない新たな商品又は役務であることが必要。また、需要開拓の見込みを有していることが必要。

(4) 中小企業者及び農林漁業者の経営を向上させるものであること

事業計画の認定に当たっては、定量的な経営指標を判断基準とし、次の二つの指標を用いる。

付加価値額

付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費の合計)又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、計画開始時点と比較して5年計画なら5年後までに5%以上の向上がなされること。同様に計画期間が3年なら3%以上、4年なら4%以上の向上がなされること。

総売上高

事業者の総売上高が、計画開始時点と比較して、5年計画の場合5年後までに5%以上増加すること。同様に計画期間が3年なら3%以上、4年なら4%以上の向上がなされること。なお、事業者の総売上高の増加が、農工商等連携事業に係る新商品又は新役務の売上によって実現されること

支援窓口・機関

全国316ヶ所の「地域力連携拠点」をはじめとする支援機関が窓口となる。

本会も「地域力連携拠点」の一つです。本会の行う地域連携拠点事業の概要については、本年ネクサス6月号(559)の主要記事(「地域力連携拠点事業」スタート!...中央会も支援拠点に)をご覧ください。また、本件に関するお問い合わせ・具体的な相談は、中央会統括指導センター又は市場開発部まで。

電話：019-624-1363

FAX：019-624-1266

E-mail：webmaster@ginga.or.jp

今後のスケジュール

既に第一回の公募が終了しているので、今後の公募スケジュールについては本会にご相談下さい。